# シルバーかわら版

**Ｒ６・第９号**

安全は　無理せず　焦らず　油断せず

令和６年１２月２７日発行

公益社団法人 飯山地域シルバー人材センター
TEL　63 - 2915　　FAX　67 - 2915

## 就業報告書の提出について

### １２月分就業報告書は１月６日（月）までに

### センター事務所へ提出してください！

こちら側です

センター事務所は、１２月２８日（土）から１月５日（日）まで年末年始等の休みとなります。会員の皆様にはご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。

**１２月分の就業報告書及び履行確認書**は、１月６日 **までに**事務所に届くようお願いします。

**休みの間は事務所玄関にある鍵のかかる郵便受け（向かって右側）**に入れてください。

遅くなると月締めと配分金の支払いに影響が出ますので、お手数ですが期限までに届けていただきますようお願いします。

## 配分金支払証明書の送付について

### 配分金支払証明書 は１月２２日頃 に郵送します。

確定申告に使用する「**配分金支払証明書**」は、**１月２２日頃**に会員宅へ郵送します。

また、派遣で就業されている会員も「**源泉徴収票**」が１月中旬に郵送されます。

確定申告に使用するまで**紛失しないように保管**してください。

配分金支払証明書を１月２２日頃郵送しますが、郵送料節減のため １月２０日～２１日の間で、センター事務所まで取りに来れる会員さんは取りに来てください。

【裏面をご覧ください。】

## 適正就業検討委員会からのお知らせ

適正就業検討委員会では、適正かつ公平な就業機会を提供するため、「会員の適正就業に関する要綱」に基づいて発注者の意向調査の作業を進めています。

該当会員にはこれから通知が届き、**１月には「就業情報」がかわら版に掲載**されますが、**就業希望者がいない場合は、現在の就業会員に再度お願いするようになりますのでご協力をお願いします。**

# 配分金支払証明書・源泉徴収票について

令和５年１２月～令和６年１１月に請負で就労された方に「配分金支払証明書」を、派遣で就労された方には「源泉徴収票」を送付しますので、その証明書等を添えて確定申告または住民税申告をお願いします。

なお、確定申告をされた方は、住民税申告は不要となっています。また、確定申告が不要な方でも住民税申告は必要になります。

配分金については、所得計算の特例があり５５万円（上限）の必要経費が認められています。但し、配分金の他に給与収入や農業所得などがある場合は、必要経費が減額または０円となる場合があります。

税の申告につきまして詳しいことは、税務署またはお住いの市役所・村役場の税務担当職員にご相談してください。　※住民税申告：お住まいが、飯山市内の場合は市県民税申告
木島平村内の場合は村県民税申告となります。

〇会員の収入が配分金のみの場合の所得額計算の例

例１　配分金　４０万円　－　必要経費　４０万円　＝　所得額　０円
例２　配分金　５５万円　－　必要経費　５５万円　＝　所得額　０円
例３　配分金　１０３万円　－　必要経費　５５万円　＝　所得額４８万円

〇会員の収入が配分金と公的年金等の場合の所得額計算の例

例４　配分金　－　必要経費　公的年金　－　公的年金控除額　所得額
（〇〇円　－　上限５５万円＝所得）　＋　（□□円　－　△△円＝所得）　＝◇◇円

〇ご参考

公的年金等に係る雑所得の速算表　【（A）×（B）－（C）＝公的年金等に係る雑所得の金額】
「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下」

| 年齢区分 | 公的年金等の収入金額の合計額（A） | 割合（B） | 控除額（C） |
|---|---|---|---|
| 65歳未満の人 | 1,299,999 円まで | 100% | 600,000 円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。） |
| | 1,300,000 円から 4,099,999 円まで | 75% | 275,000 円 |
| | 4,100,000 円から 7,699,999 円まで | 85% | 685,000 円 |
| | 7,700,000 円から 9,999,999 円まで | 95% | 1,455,000 円 |
| 65 歳以上の人 | 3,299,999 円まで | 100% | 1,100,000 円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。） |
| | 3,300,000 円から 4,099,999 円まで | 75% | 275,000 円 |
| | 4,100,000 円から 7,699,999 円まで | 85% | 685,000 円 |
| | 7,700,000 円から 9,999,999 円まで | 95% | 1,455,000 円 |

# 地域班会議がすべての班で開催されました。

令和６年１０月２１日から１１月１１日にかけて、全１０班において地域班会議が開催されました。会議の前にボランティア作業で清掃等を実施していただいた班もあり、大変お疲れ様でした。会議の中では、それぞれ作業をしている中で感じているご意見やご要望が多数出されました。

なお、今年度の全体の出席者は、１３０名で出席率は、３５.７％でした。

出された意見・要望の主なものは次のとおりです。

| 意見・要望等 |
| --- |
| 草刈作業やその他の作業などの時間当たりの配分金を上げていただきたい。草刈作業は燃料も高騰しているため。 |
| 回答ほか |
| 最低賃金や燃料代も考慮し、来年４月からの配分金単価を決めたいと考えています。 |

| 意見・要望等 |
| --- |
| 草刈りの夏期料金の期間は（７月～８月）であるが、６月中旬頃から暑い日が続くので期間を延ばしてもらいたい。 |
| 回答ほか |
| 理事会でもその話は出ているので、期間を延ばす方向で検討したい。 |

| 意見・要望等 |
| --- |
| 土日に勤務する際、具合が悪く出勤できない場合等は緊急に事務局へ連絡したいが、連絡がつかない場合がある。。 |
| 回答ほか |
| 業務用携帯は、持ち帰り緊急時に対応できるようにします。 |

| 意見・要望等 |
| --- |
| Smile to Smile（スマイル ﾄｳ スマイル）は、登録しなくてはいけないのか。 |
| 回答ほか |
| 法律で就業条件を事前に明示することになり、紙の通知では対応しきれないため登録をお願いします。なお、会員の皆さんにはこれまでのとおり電話や口頭で就業の連絡をし、明示は Smile to Smile を用いてお知らせします。 |

会員の皆さんと意見交換ができる良い機会ですので、次回もぜひ都合をつけていただきご参加をお願いします。

新入会員の紹介　◆◆◆◆◆◆◆　よろしくお願いします。　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

◇飯 山 市　　丸山　敏樹（秋津）　池田　暢子（飯山）

退会会員　◆◆◆◆◆◆◆　ご苦労様でした。　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

◇飯 山 市　　室岡　良一（秋津）　佐藤　義則（木島）　鈴木　清貴（常盤）

【１２月２１日現在会員数３６３人　（飯山市２９６人　木島平村６７人）】

# シルバーしろかね が閉店しました。

１１月３０日をもって本年の営業は終了しました。

シルバーしろかね　は、例年４月上旬から１１月末まで営業しています。

会員さんが持ち寄った農産物や木製加工品、桝田屋食品さんのお蕎麦、中野広域シルバー人材センターさんの土人形などを営業期間中販売しています。

また、来客者への観光案内等も行っています。

来年春頃にかわら版でお知らせをいたしますが、農産物等の持ち寄りをお願いします。　営業期間中はありがとうございました。

# 会員手帳を販売しています。

**2025年度版（令和７年度版）の会員手帳**
**残りわずかとなりました。１冊２００円**　です。
事務局で販売しています。

# 「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します。

令和７年４月１日から契約関係の見直しを行います。詳しくは、別紙のリーフレットのとおりですが、実際は今までのとおりで、電話や口頭で就業の連絡をします。引き受けていただいた場合に会員さんは就業の同意をしたと事務局で判断します。これも今までのとおりです。

業務に就く前に就業の条件明示（お知らせ）は、Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）のシステムを用いてお知らせしますので、未だ Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）の登録がお済みでない会員さんは登録をお願いします。

スマートフォンの操作が不慣れな会員さんは事務局で一緒に登録を行いますので、事前に事務局（63-2915）までご連絡をお願いします。

なお、令和７年４月１日から「配分金」の名称が、「会員業務委託料」に変更になります。

会員の皆様、一年間大変お疲れ様でした。これから冬本番になります。インフルエンザ、事故等にも気をつけていただき、良いお年をお迎えください。

会員の皆さまへ　　令和７年４月１日から見直し

# 「フリーランス法」の制定を踏まえて
# 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布され、令和６年１１月１日に施行されました。この法律の趣旨※を踏まえ、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ

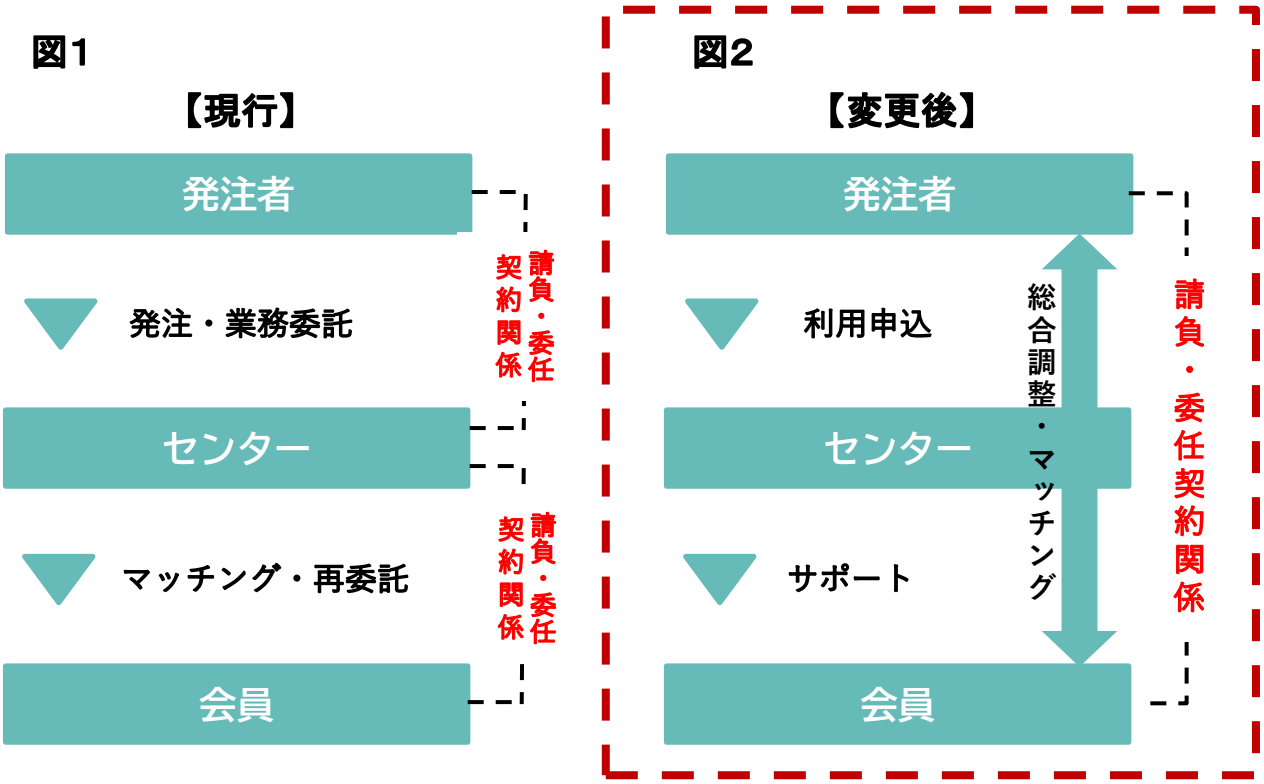


**※フリーランス法とは？**

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

# 契約方法の見直しによる現行との変更点

## 1　会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

## 2　業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくことになります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することになります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

## 3　デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

## 4　報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

**公益社団法人　全国シルバー人材センター事業協会**

**公益社団法人　飯山地域シルバー人材センター**